（別記）

令和８年度角田市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は、宮城県の南部で仙台市から南に 39 キロに位置しており、東西に阿武隈山地の分脈である丘陵性の山地に囲まれ、中央の低地の東寄りに阿武隈川が南から北に貫流し、東西から数河川がこれに注いでおり、その流域平坦地には肥よくな耕地がひらけている。気象は、県内でも比較的温暖で、平均気温は 13℃前後、年間降水量は 1,000～1,200 ㎜程度となっている。

水田面積は 3,487ha で水稲を基幹作物とした水田農業が展開されている。本市の特徴としては、農協を中心とした生産者が化学肥料や農薬の使用を抑えた環境にやさしい米づくりを実践し、生協と連携しながら消費者との交流、産直活動に取り組んできた。

米需要量の減少と需給悪化に加え、肥料や資材、燃料の高騰に伴う生産費の増大により農業を取り巻く環境が一段と厳しさを増している中で、需要に応じた収益性の高い農業を実現するため、非主食用米をはじめ、麦・大豆、高収益作物等への作付け転換を促進する必要がある。しかし、麦、大豆等の土地利用型作物においては、気象条件等による単収や品質の年次間差が大きく、実需の要望に応じきれていない状況にあり、収量・品質の高位安定化が求められている。

特に角田市は土地が低く雨災害に弱い状況にあり、かつ、近年のような高温、少雨による渇水などの異常気象もあるため、転作については非常に難しい状況となっている。

農業従事者の 65 歳以上を占める割合が８割となっており、高齢化と担い手不足が顕著であることから、次世代を担う新規就農者や親元就農者に経営継承を促し、地域が目指すべき農地の集約化と効率的な農地利用の目標の設定が大きな課題となっている。

２　高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本市は土地基盤整備事業や用排水整備事業等によって、県内有数の良質米産地となっている。温暖な気候と豊富な水という自然条件により稲作を中心に園芸作物、果樹、畜産も盛んな農業経営の複合化が進んだ地域である。

主食用米は、他の産地に先駆けた減農薬・減化学肥料栽培、堆肥を農地に還元する資源循環型農業に取り組んでおり、消費者や実需者との結び付きが強く今後とも安心安全な米づくりを目指す。一方で主食用米の需要減少が今後も見込まれる中、農業者の所得向上を目指すため麦、大豆、飼料作物等の水田転作を推進する。また、露地野菜や施設園芸作物など高収益作物（ねぎ、たまねぎ、ブロッコリー、えだまめ、トマト、きゅうり、いちご、花き）の生産振興に取り組む。特に市外県外へ向けての情報発信拠点として「道の駅」が整備されたことに伴い、高収益作物の販売、新たな特産品の創出や農業体験イベント開催など体験型観光としての地域資源活用を目指す。

令和６年度末に策定した地域計画（目標地図）を最大限に活用し、大規模な企業的経営をはじめ、兼業農家など多様な経営体が活躍できる、水田フル活用による水田農業の再構築に取り組んでいく。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本市のほ場整備率は 84%で県平均を上回っているが、大区画の整備率は７%にとどまっている。農地の集約が進む一方で農業者の高齢化による担い手不足により、経営規模拡大に伴う労働力の確保が難しくなっている。そのような中で、現行の技術体系を補完するためＩＣＴを活用した自動操舵システムや自動飛行機能付きドローンの導入などのスマート農業を推進する。なお、本市の北西

に位置する北郷地区において、ほ場整備事業が採択されたことにより、若手農業者で構成された整備区域の中心的担い手となる農業法人が設立され農地の集積・集約が始まっている。さらに隣接する桜地区においてもほ場整備事業が採択され、中心的担い手となる農事組合法人が設立されるなど、農地集積・集約に向けた動きが加速している。ほ場整備がなされた地域においてはブロックローテーションを行い、転換作物の連作による収量・品質低下を防ぐことで安定的な営農を行う。将来的には大区画ほ場とスマート農業による稲作の低コスト化、畑地造成による高収益作物での収益性の確保、地域雇用による利益の循環を目指す。

水田の利用状況について、経営安定所得関連の申請受付時に聞き取り調査や畦畔の有無等の現地確認を行った。

また、畑地化についても、令和５年度に約 37ha、令和６年度に約 0.6ha、令和７年度に約 0.3 ha の水田を畑地化し、農地の有効利用を図った。

令和９年度以降には『水田』の転作支援から、水田、畑に係わらない、『作物』への支援に切り替わるという情報もあることから、国の方針についての情報を常に収集しつつ、関係機関と連携しながら非主食用米を中心とした営農体系を継続していくとともに、市場ニーズに合わせて麦、大豆等の戦略作物、高収益作物の生産を推進し農業経営の多角化を図る。

４　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

主食用米については、県農業再生協議会からの生産の目安の提示に即した米の需給調整に応じた生産を推進するとともに、売れる米作りを目指し消費者ニーズや米の需要動向にあわせて、特別栽培米（減農薬・減化学肥料栽培米）を中心とした産地を形成する。

（２）備蓄米

主食用米に替わる主要な転作作物であるとともに、主食用米と同様の品種で作付が可能なため、県別優先枠を最大限に活用した取組を図る。

（３）非主食用米

ア　飼料用米

主食用米の需要が減少している中、主食用米からの作付け転換が容易で水田機能を維持したまま、既存農業機械を有効活用し取り組めることから、麦・大豆、高収益作物等への転換を最大限行う。さらに、需要に応じた米生産の主要な転換作物として団地化や利用集積等によるコスト低減による取組を図りながら、カントリーエレベーターの稼働による作業の省力化を活用し作付拡大を推進していく。

イ　米粉用米

米粉用米については、新規販売先の開拓を進めつつ、可能な範囲での作付けの拡大を目指す。

ウ　新市場開拓用米

主食用米の国内需要の減少に対応するため、輸出用米等の新たな需要を発掘し、需要拡大を図る。令和６年度から取り組みをスタートしており、今後もＪＡ等農業者団体や農業者等の取組の意向等を確認しながら推進を図っていく。

エ　WCS 用稲

主食用米の需要が減少している中、ＷＣＳ用稲も重要な転換作物と位置づけ、産地交付金を活用して、耕種農家と畜産農家の連携による資源循環の取組を推進し、水田から良質の粗飼料生産を行い畜産農家のコスト低減を図る。

オ　加工用米

主食用米の需要が減少している中、水田の有効活用と稲作農家の経営安定を図るため、積極的に推進していく。産地交付金を活用し、生産コストの削減や複数年契約による取組を支援するとともに、ＪＡ等と連携し加工用米の安定供給体制の確立に取り組む。

（４）麦、大豆、飼料作物

本市は、麦、大豆、飼料作物を需給調整の基幹的な作物に位置付け、水田活用の直接支払交付金を活用し作付面積の拡大を図る。また、農地の高度利用を推進する観点から、産地交付金（二毛作助成）を活用し二毛作の作付率の向上を目指す。

しかし、麦及び大豆は、湿害や天候不順等により、収量・品質が不安定になりやすいため、適地を中心とした作付推進、畝立播種技術の導入等による湿害対策、適期収穫の徹底により収量・品質の向上と、作業集積や団地化等による生産性・収益性の向上を目指す。

飼料作物は、今後も畜産農家と耕種農家の連携の下、飼料作物の生産者を支援し、生産性の向上を目指し作付推進を図る。

（５）そば、なたね

そば、なたねについては取組なし。

（６）地力増進作物

同一水田ほ場において、転換作物の連作による収量・品質低下を防ぐため、水稲と転換作物とのブロックローテーションを促すとともに、クローバー、レンゲ、ソルガム、イタリアンライグラス、ヒマワリ、ソバ等の地力増進作物をすき込むことで土壌条件の改善を図り、環境にやさしい土づくりおよび麦・大豆、園芸作物等の高収益作物栽培への転換で収益の向上を推進していく。

（７）高収益作物

主食用米の需要量が減少している中で、農家所得を確保していくため、主食用米と比べて面積当たり収益の高い野菜等の定着化と産地形成を促進する。

収益性の確保を図るため、ねぎ・たまねぎ・ブロッコリー・トマト・きゅうり・えだまめ・花きについては、本市の振興作物として産地交付金による支援を行いながら、高収益作物作付面積の維持・拡大を図っていく。

５ 作物ごとの作付予定面積等

（単位:ha）

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	2,275.6	0.0	2,339.8	0.0	1,850.0	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	36.0	0.0
飼料用米	253.2	0.0	254.1	0.0	550.0	0.0
米粉用米	0.00	0.0	0.00	0.0	1.0	0.0
新市場開拓用米	2.4	0.0	3.0	0.0	5.0	0.0
WCS用稲	83.9	0.0	83.7	0.0	84.4	0.0
加工用米	18.7	0.0	18.7	0.0	23.0	0.0
麦	112.9	1.9	99.0	1.9	120.0	7.2
大豆	72.2	38.3	72.7	38.3	140.0	70.8
飼料作物	84.1	4.1	83.9	4.1	55.0	5.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	0.3	0.0	0.3	0.0	1.0	0.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.6	0.0	0.6	0.0	5.0	0.0
高収益作物	17.7	0.0	18.0	0.0	23.4	0.0
・野菜	16.5	0.0	16.8	0.0	21.9	0.0
ブロッコリー	3.1	0.0	3.4	0.0	6.0	0.0
ねぎ	3.6	0.0	3.6	0.0	4.5	0.0
たまねぎ	0.3	0.0	0.2	0.0	1.7	0.0
えだまめ	3.5	0.0	3.6	0.0	2.5	0.0
いちご	2.8	0.0	2.8	0.0	3.0	0.0
きゅうり	0.9	0.0	0.9	0.0	2.0	0.0
トマト	2.3	0.0	2.3	0.0	2.2	0.0
・花き・花木	0.7	0.0	0.7	0.0	1.0	0.0
キク	0.7	0.0	0.7	0.0	1.0	0.0
・果樹	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
ぶどう	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
・その他の高収益作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・〇〇	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畑地化	0.3	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0

６ 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	ブロッコリー、ねぎ、たまねぎ、えだまめ、トマト、きゅうり、いちご、キク（基幹作物）	地域振興作物	地域振興作物の取組面積の拡大	（令和7年度） 15.8ha	（令和8年度） 20.0ha
2	ブロッコリー、ねぎ、たまねぎ、えだまめ（基幹作物）	露地野菜助成	露地野菜の取組面積の拡大	（令和7年度） 10.5ha	（令和8年度） 14.7ha
3	麦、大豆、飼料作物（二毛作）	二毛作助成	・取組面積の拡大 ・戦略作物のうち二毛作の割合	（令和7年度） ・40.2ha ・21.7%	（令和8年度） ・83.0ha ・26.3%
4	ＷＣＳ用稲（基幹作物）	飼料作物資源循環（耕畜連携）	・耕畜連携（資源循環）の取組面積の拡大 ・WCS用稲の取組面積における耕畜連携（資源循環）の割合	（令和7年度） ・63.6ha ・75.8%	（令和8年度） ・65.0ha ・78.0%
5	飼料用米生産ほ場の稲わら（基幹作物）	飼料用米わら利用（耕畜連携）	・耕畜連携の取組面積の拡大 ・飼料用米の取組面積における耕畜連携の割合	（令和7年度） ・85.6ha ・33.8%	（令和8年度） ・200.0ha ・36.4%
6	新市場開拓用米（基幹作物）	【国枠】新市場開拓用米取組助成	新市場開拓用米の取組面積の拡大	（令和7年度） 2.4ha	（令和8年度） 5.0ha
7	地力増進作物（基幹作物）	【国枠】地力増進作物助成	地力増進作物の取組面積	（令和7年度） 0ha	（令和8年度） 5.0ha
8	新市場開拓用米（基幹作物）	【国枠】新市場開拓用米の複数年契約助成	複数年契約取組面積	（令和7年度） 0ha	（令和8年度） 5.0ha

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

7　産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：宮城県

協議会名：角田市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 （円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物	1	17,000	別紙のとおり（基幹作物）	対象作物を作付し、出荷・販売を行うこと。
2	露地野菜助成	1	26,000	ブロッコリー、ねぎ、たまねぎ、えだまめ（基幹作物）	実需者と出荷・販売契約を行い、収穫・出荷・販売を行うこと。
3	二毛作助成	2	13,000	麦、大豆、飼料作物（二毛作）	麦、大豆については、実需者と出荷・販売契約を締結し、収穫、販売を行うこと。 　飼料作物については、実需者と利用供給協定を締結（自家利用の場合は自家利用計画書）すること。
4	飼料作物資源循環（耕畜連携）	3	9,000	WCS用稲（基幹作物）	水田で生産されたWCS用稲の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、堆肥の散布量が10a当たりで1トン又は4㎥以上であること等の要件を満たしていること。
5	飼料用米わら利用（耕畜連携）	3	9,000	飼料用米生産ほ場の稲わら（基幹作物）	耕畜連携推進、連携の相手方となる者との間に、利用供給協定（利用供給協定に含まれるべき事項は別表2のとおり）を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定）していること。
6	【国枠】新市場開拓用米取組助成	1	20,000	新市場開拓用米（基幹作物）	需要に応じた米の生産・販売の促進に関する要領に定める加工用米等取組計画書が受理されていること。
7	【国枠】地力増進作物助成	1	0	地力増進作物（基幹作物）	対象作物を作付し、12月末までにすき込みを行うこと。すき込みしたほ場において次期作で作物を作付・出荷・販売を見込むこと。
8	【国枠】新市場開拓用米の複数年契約助成	1	10,000	新市場開拓用米（基幹作物）	需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、特定の要件を満たす3年以上の複数年契約（令和5年以降に新たに結んだ3年以上の契約）に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（需要に応じた米の生産・販売の促進に関する要領に定める加工用米等取組計画書が受理されていること。）による取組であること。

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「○○○（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「○○○（耕畜連携）」と記入してください。
　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「○○○（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2　「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4　産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙

地域振興作物一覧

ブロッコリー
ねぎ
たまねぎ
えだまめ
トマト
きゅうり
いちご
キク

地力増進作物一覧

クローバー
レンゲ
ヘアリーベッチ
クロタラリア
セスバニア
エンバク
ソルガム
イタリアンライグラス
テフグラス
ライムギ
麦類
ヒマワリ
カラシナ
マリーゴールド
ソバ

飼料作物一覧

青刈りとうもろこし
青刈りソルガム
テオシント
スーダングラス
青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）
青刈り大豆
子実用えん麦
青刈り稲
WCS用稲
わら専用稲
青刈りひえ
しこくびえ
オーチャードグラス
チモシー
イタリアンライグラス
ペレニアルライグラス
ハイブリットライグラス
スムーズブロムグラス
トールフェスク
メドーフェスク
フェストロリウム
ケンタッキーブルーグラス
リードカナリーグラス
バヒアグラス
ギニアグラス
カラードギニアグラス
アルファルファ
オオクサキビ
アカクローバ
シロクローバ
アルサイククローバ
ガレガ
ローズグラス
パラグラス
パンゴラグラス
ネピアグラス
セタリア
飼料用かぶ
飼料用ビート
飼料用しば

別表2　利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとします。

1　わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）
（1） 取組の内容
（2） わらを生産する者
（3） わらを収集する者
（4） わらを利用する者
（5） ほ場の場所及び面積
（6） 刈取り時期
（7） 利用供給協定締結期間
（8） わら取引の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
（9） その他必要な事項

2　資源循環（飼料生産水田への堆肥散布の取組）
（1） 取組の内容
（2） 供給される飼料作物の種類
（3） 飼料作物を生産する者
（4） 堆肥を散布する者
（5） ほ場の場所及び面積
（6） 堆肥の散布時期及び量
（7） 利用供給協定締結期間
（8） 堆肥散布の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
（9） その他必要な事項